

経過措置を設けたサービス・基準

名称	対象サービス	経過措置の概要
【基準】感染対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
【基準】業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
【基準】認知症介護基礎研修の受講の義務づけ	全サービス	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
【基準】高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
【基準・報酬】口腔衛生の管理	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
【基準・報酬】栄養管理	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

※ 経過措置期間の終了予定日は全事項とも令和6年3月31日

感染対策の強化

基準省令

全サービス

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。
 - ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

解釈通知

- 委員会の開催
幅広い職種により構成し、専任の感染対策担当者を置く。おおむね3月に1回以上開催頻度し、構成職員、取り扱う事項等に関連性が認められる場合は、他の委員会との一体的な運営も可能。
- 指針の整備
平常時の対策（施設内の衛生環境保持、ケアに係る感染対策、利用者の日常観察等）と、発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大防止、各関係機関との連携等）を規定する。
- 研修の実施
指針に基づいた衛生管理や衛生的なケアを励行することを目的に、年に2回以上実施。新規採用時には個別に実施。
- 訓練の実施
指針で定めた発生時の対応に係る訓練（シミュレーション）を年2回以上実施する。実施手法は机上、実地のいずれでも可能だが、適切な組み合わせにより効果的に行うことが必要。

参考資料

- [（第3版）介護現場における感染対策の手引き](#)（厚労省HP）

業務継続に向けた取組の強化

基準省令

全サービス

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

解釈通知

○計画の策定

感染症に係る内容（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立）と災害に係る内容（平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携）を盛り込む必要がある。なお、両項目は一体的な策定が可能。

○研修の実施

策定した計画の内容を職員へ浸透させるとともに、平常時、緊急時の対応に係る理解の促進を目的に年2回以上実施する。新規採用時には個別に実施。

○訓練の実施

計画で定めた施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した際に実践するケアの演習等を年2回以上実施する。実施手法は机上、実地のいずれでも可能だが、適切な組み合わせにより効果的に行うことが必要。

参考資料

○ [介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する資料・動画等](#)（厚労省HP）

→ 「感染症・災害の業務継続ガイドライン」 「各計画のひな形」

認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

基準省令

全サービス（無資格者がいないサービス、福祉用具、居宅介護支援を除く）

○ 介護に関わる全ての直接処遇職員に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

解釈通知

○趣旨

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくことを目的とする。

○義務づけ対象外資格等

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程・訪問介護員養成研修一級二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、認知症介護実践者研修・認知症介護実践リーダー研修・認知症介護指導者研修修了者、養成施設・福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者など

参考

○認知症介護基礎研修の受講について（オンライン研修）

e-ラーニングシステムから受講申込みを行い、項目ごとの講義動画を視聴し、その都度確認テストを受ける。全ての講義動画、確認テスト終了後、受講者にPDFファイルにて修了証書が発行され、受講完了となる。

申込み窓口：[認知症介護基礎研修 eラーニングシステム \(marutto.biz\)](http://marutto.biz)（認知症介護研究・研修仙台センター）

認知症介護基礎研修について：[栃木県／認知症介護基礎研修について](#)（栃木県HP）

高齢者虐待防止の推進

基準省令

全サービス

○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

解釈通知

○委員会の開催

責務や役割分担を定め管理者を中心とした幅広い職種により構成し、委員会組織、指針整備、研修、相談・報告体制、迅速な市町村への通報方法の確認、虐待の発生原因及び再発防止を検討する委員会を定期的を開催する。

○指針の整備

虐待防止に関する基本的考え方、委員会組織、研修基本方針、相談・報告体制、成年後見制度の利用支援、虐待に係る苦情解決方法、入所者等に対する閲覧方法などを盛り込んだ指針を整備する。

○研修の実施

指針に基づいた研修プログラムを作成し、虐待防止に関する基礎的内容等の普及・啓発を目的として、年2回以上実施する。新規採用時には個別に実施。

○担当者の配置

委員会の責任者と同一の者で、上記措置を適切に実施することのできる専任の担当者を配置する。

○高齢者虐待防止法（概要）

○高齢者虐待防止法

第21条第1項 施設従事者等は施設従事者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第23条 市町村は通報を受けた場合においては、その職務上知り得た事項であって当該通報した者を特定させるものを漏らしてはならない。

口腔衛生の管理

基準省令

施設系サービス

○ 口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。（口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で運営基準で義務化）

解釈通知

○口腔衛生管理の具体的対応

- ・ 歯科医師の助言を受けた歯科衛生士等が、年2回以上施設の介護職員へ技術的助言及び指導を行う。
- ・ 歯科医師名、歯科医師からの助言の要点、具体的方策、実施目標、留意事項等を記載した計画を作成する。
- ・ 医療保険における歯科訪問診療を実施した際に併せて介護職員に対する技術的助言又は指導を行う場合は、当該歯科訪問診療の実施時間以外の時間帯で行うこと。

関連する加算の算定要件

<令和3年度介護報酬改定前>		<現行>	
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	⇒	廃止（上記のとおり運営基準にて義務化）
口腔衛生管理加算	90単位/月	⇒	口腔衛生管理加算（Ⅰ）90単位/月 (算定要件) <ul style="list-style-type: none">・ 歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行う・ 歯科衛生士が入所者の口腔に関する介護職員からの相談に応じる 口腔衛生管理加算（Ⅱ）110単位/月 (算定要件) <ul style="list-style-type: none">・ （Ⅰ）の要件に加え、L I F Eにて情報の提出及び活用を行うこと

栄養ケア・マネジメントの充実

基準省令

施設系サービス

○ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。（令和3年度報酬改定前の栄養ケア・マネジメント加算の算定要件の取り組みを運営基準にて義務化）

解釈通知

○ 栄養ケア・マネジメントの具体的内容

- ・ 管理栄養士等の関係職種が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成する。
- ・ 作成した栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行い定期的に栄養状態を記録する。
- ・ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。
- ・ その他の具体的な内容について、事務処理手順通知を参考に実施する。

関連する加算の算定要件

< 令和3年度介護報酬改定前 >
栄養ケアマネジメント加算 14単位/日
なし

< 現行 >
⇒ 栄養ケア・マネジメントの未実施 -14単位/日（減算）
⇒ 栄養ケアマネジメント強化加算 11単位/日
(算定要件)

- ・ 管理栄養士を常勤換算入所者の数を50で除した数以上配置
- ・ 低栄養状態入所者に対する食事観察、食事調整の実施
- ・ 低栄養状態入所者の食事観察時に問題が生じた場合の対応
- ・ L I F E にて情報の提出及び活用を行うこと